

住民異動の手続きは お早めに



入学、就職、転勤などで引越しされる方は
住民異動の手続きが必要になります

○住民異動届の届出人は

異動する本人または世帯主
が届出人となります(本人・
世帯主が、都合で届け出でき
ない場合は、その世帯の同居
人でも届け出できます)。

しかし、世帯を同じくする
世帯人以外および世帯分離し
ている方が代理で届け出する
場合は、本人または世帯主が
書いた「委任状」が必要になり
ます。

○届け出に本人確認書類が必要

届出人の本人確認ができる
もの(運転免許証、パスポー
ト、住民基本台帳カードなど
の顔写真を貼った官公署発行
の証明書など)が必要になり
ます。

○受付時間

住民異動届を受け付けてでき
る時間は、月曜日から金曜日
(祭日を除く)までの午前8時
30分から午後5時15分までで
す(毎週水曜日は午後7時15
分まで受け付けできます)。

※ご注意ください

土・日曜日については住民
異動届は受け付けていませ
ん。第三日曜日の開庁日も含
みます。

岡町民生活課

☎72-6933

こんなとき	届け出に必要なもの	届け出の期限
転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●転出証明書(前住所地で交付) ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療負担区分等証明書または 広域内異動連絡票(前住所地で交付) ●介護保険受給者資格証明書(前住所地で交付) ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●小・中学生の子どもがいる場合は在学証明書(前学校で交付) ●住民基本台帳カード(カードの交付を受けている方のみ) 	転入した日から 14日以内
転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●印鑑登録証(印鑑登録している方のみ) ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●ひとり親家庭医療受給者証 ●こども医療費受給資格証 ●介護保険被保険者証 ●重度心身障害者医療費受給者証 	転出する 14日前から 転出した日から 14日以内
町内で住所を 変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証 ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 ●ひとり親家庭医療受給者証 ●こども医療費受給資格証 ●介護保険被保険者証 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●住民基本台帳カード(カード交付を受けている方のみ) 	転居した日から 14日以内
世帯主が 変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証 	変更した日から 14日以内